

令和元年度  
第4回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和元年 7月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員

令和元年度第4回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和元年7月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和元年7月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年7月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和元年7月25日 14時31分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 18名 欠席 0名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	△				

遅延：議席番号10 中村一彦 13:54 着席 第2号議案より出席

議事録署名委員	議席番号 4番	高橋 正志	議席番号 9番	菊田 健生
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	遠藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

定刻になりました。御起立をお願いします。相互に礼をお願いします。「礼」

（礼）

それでは、農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏のページをご覧ください。憲章前文の朗読を議席番号9番 菊田健生 委員をお願いします。朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは菊田委員お願いいたします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となっております委員の報告をいたします。総会資料2ページをお開き願います。議席番号10番 中村一彦委員が所用のためということで、間に合えば出席ということでございます。

今のところ、以上1名の欠席となっております。本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

それでは、会長、進行よろしくをお願いします。

議長（山本会長）

ただ今から令和元年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

## 2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には4番 高橋正志 委員と9番 菊田健生 委員を指名します。

## 3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第4回総会の会期についてお諮りいたします。

第4回総会の会期は令和元年7月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第4回総会の会期は、令和元年7月25日の1日間とすることに決定いたしました。

#### 4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から令和元年度第4回の運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

ただ今より、令和元年度第4回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。令和元年7月10日(水)午前9時から八幡平市役所3階大会議室において行われました。

始めに報告及び連絡となります。別紙のとおり2項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和元年7月以降の主な会議等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。秋田市農業委員会行政視察についてとなります。関係する質疑内容と回答内容を記載しておりますが、改めまして本日の第4回農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。5項目の協議を行いました。協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間についてとなります。協議を行った結果、8月9日の午前9時に決定となりました。

2項目め。令和元年度第4回総会についてとなります。本日の第4回総会の運営について協議を行い、午後1時30分からの開催と決定され農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。また議案内容についてもご協議をいただき本日の議案の提出となるものです。

3項目め。令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会についてとなります。内容について協議を行い農業委員及び推進委員の全員が参加をする事で決定されましたが、改めて本日の第4回農業委員会議の協議事項で委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

次のページの左上となります。

4項目め。地域農業マスタープラン話し合いコーディネート手法研修会についてとなります。内容について協議を行い研修会に参加をする事で決定されました。

5項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。今年度に行う内容について協議を行い、研修候補地及び参加委員の取りまとめ方法の案が決定されました。また、運営委員会での決定事項と併せ詳細な内容につきまして、本日の第4回農業委員会議の協議事項で委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

続きまして、5情報提供等となります。概要説明とさせていただきます。

1名の運営委員から農地パトロールの調査方法について質問が出され、運営委員との間で情報共有が図られました。

続いて事務局から1件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和元年度第4回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年7月25日 運営委員長 会長山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただいまの「令和元年度第4回の運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法に関する業務報告を行います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の6ページをご覧ください。

令和元年6月25日から令和元年7月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から7) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、8) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は7月17日の水曜日でございます。21件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、13番委員 高橋由則 委員、14番委員 古川美枝子 委員、16番委員 松村勝彦 委員の3名でございます。また、事務局からは遠藤事務局長、古川忠彦主事、高橋主事の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』  
議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 8 件となっております。

申請番号 1、西根寺田第 5 地割 91 - 2、畑、943 m<sup>2</sup>を含む 41 筆 97,395 m<sup>2</sup>です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで世帯で水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付けすることです。

申請番号 2、田頭第 12 地割 98、田、1,056 m<sup>2</sup>を含む 3 筆 2,856 m<sup>2</sup>です。解除条件付きの使用貸借権の設定です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付けしていた農地です。権利取得後は高度化施設による、きのこ栽培予定とのことです。

申請番号 3、野駄第 19 地割 34 - 1、田、207 m<sup>2</sup>です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4、大更第 39 地割 625、田、2,872 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 6,040 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5、田頭第 12 地割 10 - 1、田、166 m<sup>2</sup>を含む 18 筆 15,544 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6、松尾寄木第 1 地割 595 - 4、田、655 m<sup>2</sup>を含む 2 筆 815 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7、松尾寄木第 2 地割 37 - 1、畑、849 m<sup>2</sup>を含む 16 筆 42,291 m<sup>2</sup>です。生前一括贈与による親子間の所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8、松木田 124 - 3、畑、142 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については 4 から 6 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 から 2 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 14 番 古川美枝子 委員にお

願いたします。

14番（古川委員）

はい、14番委員の古川です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から南東へ約2.3km以内に点在しております。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から東へ約1kmの地点です。使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後は高度化施設による、きのこ栽培の予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、松野小学校から南東へ約300mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、西根総合支所から東へ約2.9kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、寄木小学校から東へ約1.7km以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、柏台小学校から南へ約1kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約3km以内に点在しております。生前一括贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号8番ですが、位置は、JR小屋の畑駅から南へ約900mの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

10 ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。

申請番号1、松木田262-1、田、500㎡です。申請人は、りんどうを主として、27,950㎡を耕作しており、取得した場合、りんどうを作付することです。営農状況は、トラクター、耕運機などを所有し、従事人数は2名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

併せて、関係資料の3ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いいたします。

14番 (古川委員)

はい、14番委員の古川です。

申請番号1番ですが、位置はJR小屋の畑駅から南へ約550mの地点です。

申請者は、りんどうを主として農業をしており、経営面積は27,950㎡です。取得した場合、りんどうを作付することです。

申請人は周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

議長 (山本会長)

以上で現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「はい」と挙手あり)

議長(山本会長)

はい、18番委員

18番(石羽根委員)

美代子さんですか。千代子さんですか。

事務局(高橋主事)

すみません、美代子さんになります。

18番(石羽根委員)

わかりました。

議長(山本会長)

ただ今の質問に対して、事務局正式に答弁お願いします。

事務局(高橋主事)

すみません、議案の10ページなんですけれども、千代子さんと記載してありましたが、正しくは美代子さんです。すみません、たいへん失礼いたしました。

議長(山本会長)

それでは、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。この案件について、『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』と決定しました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長(山本会長)

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は3件となっております。

申請番号1、大更第18地割338-1、田、492㎡。転用の目的は、賃貸借権の設定に店舗兼駐車場の敷設となっております。内容は、店舗2棟、自動車展示場等が計画されております。

申請番号2、平館第2地割16-1、田、864㎡。転用の目的は、使用貸借権設定による一時転用で資材置場の使用となっております。内容は、水路工事に伴い、土砂置場が計画されております。

申請番号3、堀切第7地割52-10、畑、1,467㎡。転用の目的は、売買による農業用施設の建築となっております。内容は、畜舎1棟、堆肥舎等が計画されております。

関係資料の4ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

申請番号3番ですが、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いします。

14番（古川委員）

はい、14番委員の古川です。

申請番号1番ですが、位置は、大更小学校から西へ約600mの地点です。転用の目的は、賃貸借権の設定による店舗及び駐車場の敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、現在借りている場所よりも自宅に近く、息子夫婦が新築を計画している土地に隣接していることから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、八幡平市役所から北へ約900mの地点です。転用の目的は、資材置場で、2年間の一時転用です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、改良工事予定の水路に隣接していることから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号3番ですが、位置は、平館高等学校から東へ約1.3kmの地点です。転用の目的は、売買による農業用施設の建設です。現況は、畑で牧草地として管理されておりました。申請土地は、自宅及び既存牛舎に隣接しており、農地の団地化及び集積化に影響を与えないことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断

されますが、代替性がないことも確認いたしました。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをお開きください。今月の申請は7件となっております。関係資料4から6ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号1、松尾寄木第5地割72-2、畑、470㎡を含む2筆709㎡でございます。現況は、宅地として隣接するブローラー施設の一部として一体的に利用されておりました。

申請番号2、松尾寄木第5地割72-3、畑、195㎡でございます。現況は、現況は、隣接するブローラー施設への進入路として利用されておりました。

申請番号3、松尾寄木第5地割72-4、畑、825㎡でございます。現況は、ブローラー施設への

防風林として利用されておりました。

申請番号4、松尾寄木第5地割74、畑、1,108㎡でございます。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。

申請番号5、兄川66、畑、102㎡でございます。現況は、雑木が生い茂り原野化しておりました。

申請番号6、作平13、畑、5,191㎡を含む3筆9,937㎡でございます。現況は、周囲と同様に山林化しておりました。

申請番号7、藍野々道ノ上103-17、畑、889㎡でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号14番 古川美枝子 委員にお願いします。

14番（古川委員）

はい、14番委員の古川です。

申請番号1番から4番の件ですが、申請人が同一のため一括して報告いたします。位置は、松尾八幡平インターチェンジから西へ約2.5kmの地点です。現況は、申請番号1は宅地として隣接するブロイラー施設と一体的に利用されておりました。申請番号2ですが、施設への道路として利用されておりました。申請番号3ですが、施設の防風林として利用されておりました。申請番号4ですが、雑木が生い茂り原野化しておりました。申請地は、昭和52年頃にそれぞれブロイラー施設の一部として利用されており、農地法許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請番号5番と6番の件ですが、こちらも申請人が同一のため一括して報告いたします。位置は、JR兄畑駅から南へ約2.4km～3.2kmの地点です。現況は、申請番号5番は、長年の不耕作により原野化しておりました。申請番号6番は、長年の不耕作により周囲と同様に山林化してしまったとのことでした。申請人は、平成4年頃に転居し、住居から遠くなったことにより長期間耕作ができず、原野化、山林化させてしまったとのことでした。

申請番号7番ですが、位置は田山支所から北へ約900mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪くトラクターなどが入れず、平成元年頃から不耕作となり周囲と同様に山林化してしまったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

18 ページをご覧ください。今月の申請は 11 件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号 1 大更第4地割 415 - 1、田、12,421 m<sup>2</sup>です。

申請番号 2 帷子第10地割 64 - 1、田、4,639 m<sup>2</sup>を含む2筆 5,758 m<sup>2</sup>です。

申請番号 3 堀切第6地割 23 - 2、田、938 m<sup>2</sup>を含む6筆 5,221 m<sup>2</sup>です。

申請番号 4 小柳田 413 - 2、田、1,117 m<sup>2</sup>です。

申請番号 5 殿坂下 122、田、1,432 m<sup>2</sup>を含む2筆 1,966 m<sup>2</sup>です。

申請番号 6 大更第13地割 298、田、2,141 m<sup>2</sup>を含む6筆 8,234 m<sup>2</sup>です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 7 松尾第9地割 105 - 1、田、580 m<sup>2</sup>です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 8 平館第6地割 90 - 18、畑、1,503 m<sup>2</sup>を含む11筆 9,599 m<sup>2</sup>です。

申請番号 9 大更第37地割 384、田、2,995 m<sup>2</sup>です。

申請番号 10 帷子第11地割 62、田、965 m<sup>2</sup>を含む8筆 7,463 m<sup>2</sup>です。

申請番号 11 帷子第6地割 59 - 133、畑、8,019 m<sup>2</sup>を含む6筆 16,796 m<sup>2</sup>です。

申請地の明細については、20 から 21 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の24ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、貸付のあっせんが3件です。

申請番号1、平館第13地割22-1、田、252㎡を含む13筆、8,235㎡です。です。

申請番号2、西根寺田第21地割2、田、2,921㎡を含む2筆、4,057㎡です。

申請番号3、吠田49-1、田、1,823㎡です。

申請地の明細については、25ページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の50ページをお開きください。申請番号1ですが、位置は、JR平館駅から北西へ約700m以内に点在しております。申請地は数年前まで水稻を作付けしておりましたが、ここ数年自己保全管理をしている農地です。後継者もないことから、4年前から地域の方に声を掛けており

ましたが、断られたため、あつせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 57 ページをお開きください。申請番号 2 ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約 1.5km となります。申請地は数年前まで親戚に水稻を作付けしてもらっていましたが、その方が亡くなったので返還され、その後自己保全管理している農地です。2 年前に所有者が倒れ入院しており、家で耕作できる者がなく、後継者もないため、あつせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の 60 ページをお開きください。申請番号 3 ですが、位置は、安代総合支所から北東へ約 350 m<sup>2</sup> となります。申請地は昨年まで水稻を作付けしていた農地です。所有農地で申請地だけが離れているため作業効率が悪く、近隣の方々に声を掛けましたが断られたため、あつせんを申し出ました。

関係資料の 7 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あつせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 6 号『農地移動適正化あつせん事業によるあつせんについて』は、農地移動適正化あつせん事業実施要領 4 に基づく「農地あつせん」を行うことに決定されました。

これより、「あつせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あつせん農地は、西根北地区及び安代地区の属地となりますので、その地区の方々があつせん委員になることが望ましいかと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、7 番 熊澤 委員。

7 番（熊澤委員）

議席番号 7 番の熊澤威人です。

申請番号1番と2番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となりますので、申請番号1番については、議席番号13番 高橋由則 委員と私の二人で受けたいと思います。申請番号2番ですが、議席番号10番 中村一彦 委員と私の二人で受けたいと思います。皆さんにおかれましても情報がありましたら、私どもへ提供お願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（山本会長）

11番、藤村委員。

11番（藤村委員）

議席番号11番の藤村勇三です。

申請番号3番ですが、あっせん農地は安代地区の属地となりますので、議席番号3番 小山田和義 委員と議席番号6番 大森直子 委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番、西根北地区、7番 熊澤威人 委員、13番 高橋由則 委員をお願いいたします。申請番号2番、西根北地区、7番 熊澤威人 委員、10番 中村一彦 委員をお願いいたします。申請番号3番、安代地区、3番 小山田和義 委員、6番 大森直子 委員をお願いいたします。

それでは、議案第7号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のように決定いたしました。他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

○議案第7号『令和元年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』

議長（山本会長）

次に、議案第8号『令和元年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の7ページをお開きください。本日の議案となります。

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは内容について、ご説明をさせていただきます。まず最初に、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をいたします。資料12ページとなります。

議案第7号資料農業委員会等に関する法律（抜粋）となります。該当する条文に下線付きで表示をしております。この条文により意見の提出を行うものです。次のページとなります。

意見の提出に係るスケジュールとなります。市町村農業委員会から広域振興圏幹事市町村農業委員会等を経由し、岩手県農業会議へ提出となり、関係部局で協議を行った後に、令和元年11月7日（木）に開催される令和元年度岩手県農業委員会大会において、農業施策の充実に関する要請決議として提案されるものです。

次に、提出する意見項目の構成変更についてご説明をいたします。次のページをお開きください。

7月11日付で岩手県農業会議より今年度の提案事項について、報告依頼がありました。その中で提出する意見項目の構成が示されたところですが、前年度の構成と大幅な変更となったものです。

当農業委員会からの意見の提出について、5月及び6月の農業委員会議で協議されたところですが、この時点では前年度の構成を踏襲し行っていたものであり、岩手県農業会議より示された内容に合わせる必要が生じました。次のページをお開きください。横向きの資料となります。

意見提出に係る構成の変更一覧となります。資料の見方のご説明をいたします。資料左側《変更前》の下に、1 担い手への農地利用集積施策の改善方策の下に赤い字で「圃場の基盤整備について」と表記しております。この項目が、資料右側《変更後》のⅠ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項 1 農地の集積・集約化対策の充実強化 (2) 農業生産基盤の整備の下に赤い字で（圃場の基盤整備について）と表記をしております。同様に変更となる項目についても色別で表記をしておりますので、ご確認お願いいたします。なお、意見は全体で12項目となりますが、順番の入れ替えのみとなり、項目数の変更は生じない事を申し添えます。

以上の理由から、ただ今の総会においてご提案する意見項目の構成は、5月及び6月の農業委員会議でお示した内容から変更となった事をご報告いたします。

資料9ページにお戻りください。別紙となります。

令和元年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について、説明を行います。内容は、6月25日に開催された第3回農業委員会議でご決定をいただいておりますので、意見の読み上げは省略させていただき、議案の内容は意見項目の読み上げによりまして提出とさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

#### Ⅰ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

##### 1 農地の集積・集約化対策の充実強化

(1) 農地中間管理事業の充実強化（農地中間管理事業の推進について）

(2) 農業生産基盤の整備（圃場の基盤整備について）

##### 2 担い手・経営対策の充実強化

農業経営の発展段階に応じた支援策の充実強化

（農業者年金制度の拡充・強化及び現役世代が安心して農業に従事するための労災保険の周知及び農業者向け労災保険制度の構築について） 次のページをお開きください。

#### Ⅱ 中山間地域等条件不利地域対策の推進

##### 1 中山間地域対策の充実

（中山間部における施設型農業への支援について）

##### 2 野生鳥獣被害防止対策の充実強化（鳥獣被害について）

#### Ⅲ その他重要施策の推進

##### 1 東日本大震災津波・原発事故への対応と国土強靱化対策の充実強化

(1) 東日本大震災津波・原発事故への対応。2項目となります。（東日本大震災被災農地の復興について） 続きまして、（早期の原発事故の収束と補償対応について） 次のページとなります。

(2) 国土強靱化対策（農地災害復旧工事の対応について）

##### 2 食育の推進と食の安全・安心対策（食料安全保障について） 続きまして、（高齢化が進む集落地域の食農教育の充実について）

### 3 国際農業交渉への適切な対応（EPA/FTA交渉について）

※ 消費税引き上げに対する対策について 《 意見の提出は行いません 》

説明は以上となります。ただ今の第4回総会で決定をされましたら当市からの意見として、8月9日(金)までに盛岡地方農業委員会連絡協議会に提出となるものでございます。以上、「令和元年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について」の起案となります。ご審議をお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第7号について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第7号『令和元年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

### 6 閉会（14時31分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第4回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年8月23日

会 長 \_\_\_\_\_

4 番 委 員 \_\_\_\_\_

9 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 令和元年度

## 第4回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年7月25日（木）午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
  - (1) 第4回運営委員会報告
  - (2) 農地法に関する業務報告
- 5 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 買受適格証明願に対する可否の決定について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて
  - 議案第7号 令和元年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について
- 6 閉 会